

<本通知のポイント>

県独自の「熊本蔓延防止宣言」が出され、対策が強化されたことから、国のステージⅣに対応した対策を前倒して行い、衛生管理マニュアルの「レベル3相当」の感染症対策の指導の徹底についてお知らせします。

※下線部分が特に留意していただきたいこと、網掛け部分が新規の内容となります。

教義第439号

教特第242号

教体第599号

令和3年（2021年）7月30日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、急速に感染が拡大している状況にあります。

また、本日、本県は県独自の「熊本蔓延防止宣言」を出し、対策が強化され、県立学校においては、国のステージⅣで予定していた対策を前倒しして行うこととしました。

このような状況を踏まえ、市町村立学校においても、同様の対策を行い、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を一層徹底するとともに、夏季休業中においては、自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導する必要があります。

つきましては、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver.6）2021.5.28一部修正」のレベル3相当の感染症対策の徹底について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、本通知による対応については、8月22日（日）までの期間とします。ただし、急であることを考慮し、難しい場合は遅くとも8月3日（火）からの対応をお願いします。今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 時間短縮、時差登校及び分散登校等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により、分散登校が必要となる場合を想定して、次の（1）～（3）について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。

（1）児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅

れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、ICT機器等を活用した学習などの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。

(2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

(3) 一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、令和3年(2021年)2月24日付け教義第1037号に基づいて、児童生徒の学びの保障を着実に実施するよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。特に、指導要録上の取扱いについては、当該通知を参考とする。

なお、臨時休業期間における各学校の学習指導の取組事例を熊本県教育委員会ホームページ上に掲載(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8889.html>)しているため、必要に応じて活用を図る。

3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

4 県基準(県リスクレベルがレベル4以上)により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年(2020年)11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(衛生管理マニュアルP54参照)は行わないこと(感染状況が収束する状況になった際は、感

染リスクの低い活動から徐々に実施すること)。

- 10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)
- 11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
- 12 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 14 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
 - (1) 寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP76~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
 - (2) 寮生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
 - (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、文部科学省衛生管理マニュアルに従って対応すること。
- 16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期とする。
また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 17 特別支援学校に来校しての教育相談については、延期とする。ただし、高等部等入

学者選抜の出願資格となっている教育相談については、万全の感染防止対策を講じた上で実施すること。

18 オープンスクールへの参加については、中止または延期とする。ただし、進路に係るものなど必要な場合は、万全の感染防止対策を講じるとともに、以下の項目を徹底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の風邪症状がある場合は参加しないこと。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外への参加については、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

19 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む。）及び合宿は禁止する。

イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

(エ) 発熱等のかぜ症状等がある児童生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄り等は、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実にを行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689